

パブリックコメント実施結果（意見と市の考え方）

第2章 ごみ処理における現状と課題

ごみ処理の現状

（本編3～10頁、概要版1～3頁）

	意見の趣旨	市の考え方
1	焼却処理量の変化について、平成13年度から「その他プラスチックなどのごみ」を焼却し、焼却量が増加したとあるが、焼却量の急増は平成12年度から起きている。焼却量の変化の理由は他にもあるのか。	ご指摘のとおり、焼却量は平成12年度から増加しています。 本編5頁・概要版2頁の焼却処理量推移の説明に「平成12年度から、リサイクルできないプラスチック類、し尿処理施設での中間処理後のし渣・脱水汚泥を焼却処理し、」を追記します。
2	生ごみの水分量・水切り可能量・燃焼との関係・経費等を数値化して示してほしい。	生ごみの水分量と燃焼の関係が明確でないことから、お示しすることはできません。
3	リサイクルについては、引き渡された資源が野積みや焼却されるなどの事例がある。そのような事態を引き起こさないために、市として、引き渡したものがどのように再商品化されたかなどを確認することが必要である。	廃棄物処理法での市の責務から、確実に資源化処理されることが必要です。 そのため、今後も市では、引き渡した資源がどのようにリサイクル処理されているか、現地確認を行っていきます。

ごみ処理における課題

（本編11～13頁）

	意見の趣旨	市の考え方
4	ごみ排出量の1/3近くを占める事業系ごみについては、組成を分析し、減量に向けた課題を抽出することが必要である。	ごみ減量・資源化を促進する上で、実態把握は重要です。そのため、事業系ごみ対策については、多量排出事業者（延床面積3,000㎡以上、小売業者については延床面積500㎡を超える）に減量計画書を、また、多量排出事業者以外の事業者には処理状況届出書の提出を義務付けており、事業所の排出実態の把握に努め、より適切な指導を行っていくこととしています。
5	ごみ処理における課題に「市民、事業者」とあるが、その中に市を主体としたものが混在しているので、「行政」として別立てにしてはどうか。収集段階も同様にしてはどうか。	発生排出段階では、ごみを排出する市民・事業者とその処理や対応を求められる市との関係になることから、ごみの発生排出元となる市民（家庭系ごみ）、事業者（事業系ごみ）に別けて課題を整理しました。また、収集段階については、排出されるごみがどのように収集されているか、収集体制における市の課題を整理しています。 本編11頁ごみ処理における課題の「市民」を「家庭系ごみ」に、12頁「事業者」を「事業系ごみ」に修正します。

	意見の趣旨	市の考え方
6	ごみの排出では、未分別等のルール違反があるが、近隣住民の間で注意し合うことが難しいケースもあるので、収集業者の気が付いたことを市 自治会 回覧版や下げ札等で周知するなど、何らかの方法でフィードバックがあると改善につながりやすいと考える。	適正処理・資源化を進めるためには、ルールを守って排出していただくことが必要です。 そのため、未分別、曜日違いなどのルール違反ごみについては、収集せずに違反シールを貼付するなど改善を呼びかけています。

第3章 計画フレーム

1. 目指すべき将来像

(本編 14 頁、概要版 4 頁)

2. 基本方針

	意見の趣旨	市の考え方
7	目指すべき将来像については、ステークホルダー（利害関係者）が共有できるよう、実現される社会がどのようなものかを具体的にする必要があります。	これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、地域レベルから地球レベルまでの様々な環境問題を引き起こしています。これら問題解決を図るため、私たちには、社会全体として持続可能な環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図ることが求められています。
8	基本方針については、ステークホルダー（利害関係者）が共有できるよう、具体的にする必要があります。	このことから、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用が十分に行われる「資源循環型社会の構築」を目指すべき将来像としています。 また、資源循環型社会を構築するためには、社会を構成するすべての者が各々の役割と責任を十分に認識し、3Rや適正処理に取り組んでいくことが重要であると考え、方針として簡潔に示しています。

3. 循環型社会の構築に向けた取り組みの順序

(本編 15 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
9	リデュース・リユースは消費者だけでは限界がある。販売者が自主的に包装削減や使い捨てでない商品の選択を増やすことや、修理が安価で手軽にでき、繰り返し使える商品であるなど、事業者側の支援体制や工夫が欠かせないことから、事業者側の役割を明示すべきだ。	ごみ減量・再使用・資源化を進めるためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、行動することが大切です。 そのため、素案では、排出されるごみを削減し、排出されたごみは出来るだけ資源化されるよう、市民・事業者・市の役割を示しています。また、事業者の環境にやさしい事業活動として、レジ袋削減・過剰包装の自粛、店頭回収による資源化の促進などの例も示しています。さらに、事業系ごみ対策で、拡大生産者責任を踏まえた事業者の責務等について、今後も他自治体と連携を図りながら、県や全国都市清掃会議等を通じて国に要望していくこととしています。
10	2011年のテレビ放送全面デジタル化に向けては、大量のアナログテレビの排出が予想されている。自治体としても大量排出が起きぬように、チューナー貸与等の支援制度や全面切り替え時期の延長など国に働きかける必要がある。	

6. 計画目標の設定

(本編 19~24 頁、概要版 4 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
11	計画目標の設定については、家庭ごみの約 25% にあたる厨芥類の削減や、拡大生産者責任の考えに基づく事業者の役割の明確化による焼却処理されるプラスチック廃棄物の削減を図ることで、さらに削減を進めたすべての目標値の再検討が必要である。また、コストについての目標も重要である。	計画の目標値については、将来ごみ量の予測数値から、ごみ有料化などの新たな施策や現行施策を充実させることでの削減効果を見込み、市民一人一日当たりのごみ排出量であります原単位を 800g と設定したものです。また、リサイクル率・焼却処理量・最終処分量および温室効果ガス排出量の各目標値につきましては、原単位を 800g と設定したことによるものです。 なお、平成 17 年度現在になりますが、本市の原単位 885.3g・リサイクル率 28.7% であるのに対して、全国平均が原単位 1,131g・リサイクル率 19% となっています。このことから、本市は、全国的にみて、ごみ減量・資源化が進んでいることがお分かりいただけると思います。 本計画では、現状から更にごみ量を削減し、貴重な資源を有効に活用して、環境負荷の低減を進めるための、敢えて挑戦的な数値目標を設定したと考えています。 また、ごみ処理に掛かる経費（コスト）は、ご意見のとおり重要な情報であることから、今後

		もごみ処理経費を含めたごみ処理の現状を広報・ホームページ等で公表していくとともに、国で策定した一般廃棄物会計基準を用いて、ごみ処理事業にかかる部門別費用の客観的な把握に努めていくこととしています。
12	計画目標値において、温室効果ガス排出量があまり削減されていないのはなぜか。欧州連合では、EU加盟 27 か国に対して、排出量削減達成のため、各国に数値目標遵守を義務づけるほか、企業の排出権を売買する排出取引制度の充実・強化を提案し、1990 年比で 2020 年までの中期目標で 20%削減となっている。	計画目標として、市事務事業の一部であるごみ処理のうち、焼却処理に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の目標を掲げましたが、この目標値については、市民一人一日当たりの排出量である原単位を 800 g としたことによるものです。

第 4 章 目標を達成するための施策

ごみの減量・資源化等の推進

1. 出てくるごみを減らす（リデュース）（本編 25～32 頁、概要版 5～6 頁）

	意見の趣旨	市の考え方
13	ごみの減量・資源化等の推進では、多様な案が挙げられ、さまざまな場面で取り組めるようになってきたことはよいが、どう取り組むことが最も有効なのかを順に明示し、関係者の努力を集中して有効に活用することも、実質的な成果をあげる上で重要である。	具体的な取り組みの実施段階では、優先順位を定めて行っていきます。
14	エコバッグの利用推進のため、市内でのエコマネーとの協力による取り組みを検討することを計画に入れるべきだ。	容器包装リサイクル法の改正により、多量に容器包装を使用する事業者に対して、容器包装の排出抑制を促進するための取り組みが求められることとなりました。
15	レジ袋の有料化を消費者団体ばかりでなく商店会やスーパーと検討するべきだ。	市では、レジ袋の削減や簡易包装の推進を図るため、クリックル協力店や市民団体等と協力して買い物袋持参、過剰包装の自粛・拒否等を呼びかけていくこととしています。

(3) 生ごみの減量

(本編 28 頁、概要版 5 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
16	生ごみの資源化計画の方針を明確に示してほしい。	排出された生ごみの資源化については、資源の有効利用や環境負荷の低減の観点から、今後、その技術の動向を注視していくことが必要であると考えています。そこで、バイオマスのエネルギー化等も含めた資源化に関する情報の収集に努めていきます。
17	生ごみの資源化対策が消極的すぎる。家庭から出る生ごみの資源化を模索し、バイオマス等のエネルギー化や堆肥化の道を具体的に提起するべきだ。	
18	生ごみ処理（資源化）については、生ごみ処理容器補助拡大のみであることから、市はグローバルな視点をもって、堆肥化施設の検討またはエネルギー利用の検討等を行うことが必要である。	
19	生ごみの減量を進めるために、生ごみ処理容器等の利用促進啓発と補助基数の拡大が提案されている。しかし、現状でごみ量の推移は横ばい状況であり、このことは、個人の努力に依拠する啓発だけでは、大幅減量が困難であることを示していると思うが、いかが判断されるか。	生ごみ処理容器等の利用促進は、減量・リサイクル等の環境問題に向けた意識の醸成や処理容器による直接的な減量・資源化が進むことで有効な施策の一つであると考えています。また、ごみの減量・資源化を推進するため、現行の施策を充実させるとともに新たな施策を展開することとしています。
20	市民が地域で生ごみの減量化（資源化）に取り組むことを提案する。	市民活動団体等が自主的に行うごみ減量・リサイクルや啓発等のさまざまな事業について協働して取り組んでいくこととしています。

(4) 分別排出の徹底

(本編 28 頁、概要版 5 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
21	プラスチックの正しい分別がリサイクルにつながることの市民の理解が不足している。ごみの分別について、市民に対する説明を根気よく続けていくことを計画にいれるべきだ。	現行の「ごみの分け方・出し方」パンフレットを分かりやすいものとなるよう努めるとともに新たに「(仮称)ごみ処理ガイド」を作成することで、分別排出の徹底や資源化の促進を図っていくこととしています。

(6) 家庭ごみ有料化

(本編 29 頁、概要版 5 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
22	有料化を否定するものではないが、何を目的とする有料化なのか、市民に理解される必要がある。市内各地域、できるだけ細かい町会単位くらいの数のタウンミーティングを実施することを計画に入れるべきだ。	家庭ごみ有料化は、排出するごみ量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担いただくことでの経済的な誘因により、ごみの減量・資源化を促進することを目的としています。 有料化については、新たな負担を伴うため、十分な説明を行い、慎重に進めていきたいと考えています。
23	家庭ごみ有料化では、コストの試算や目標についての情報の共有が必要。さらに、基礎からの開かれた議論をすることが、広い理解を得る上で重要となることから、市民の参画プロセスを経ることを明記するべきだ。	
24	有料化した自治体で効果が現れたのは、他の施策が並行して効果的に行われたからであること、またリバウンドにより実質的な効果につながっていないケースもあることに留意し、有料化が最も効果を発揮するような施策内容とすることが大切である。	リバウンド対策の重要性はご意見のとおりです。そのため、他市の事例を参考に調査・研究するなど、再びごみ量が増加に転じる「リバウンド」の防止に努めていきたいと考えています。
25	有料化の効果については疑問である。一時的には減量されるが、その後、元にもどってしまう。	
26	有料化については、実施した自治体の経験から、リバウンドで元に戻ってしまう状況にあることから、ごみ減量対策にならない有料化提案は撤回するべきだ。	
27	他市では、焼却施設の関係で、ごみ減量を目標に啓発活動を展開(多くのキャンペーンの実施)したところ、大きな成果があったという。松戸市でも有料化の前に、現状を市民に知らせ、協力を求めているかがか。	

		新たな施策の展開が必要と考えています。
28	概要版に有料化の表記が無いのはなぜか。	概要版 5 頁に記述しています。

(7) 事業系ごみ対策

(本編 30～32 頁、概要版 6 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
29	ごみの大幅減量のためには、川下対策ではなく、川上対策（容器包装リサイクル法等の再度の改正が求められるなど）が本格化しなければ困難と思う。	拡大生産者責任を踏まえた事業者の責務等について、今後も他自治体と連携を図りながら、県や全国都市清掃会議等を通じて国に要望していくこととしています。

2. ごみにしないで繰り返し使う（リユース）

(本編 33～34 頁、概要版 6 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
30	リユースの一つとして、リユースびんの使用に対して、デポジット制度の取り組みを検討することを計画に入れるべきだ。	びん・缶・ペットボトル等飲料容器のデポジット制度の推進については、資源循環型社会を構築する上で有効な手段と考えますが、全国的に製品の流通が行われている現状から本市のみでの実施は困難であることから、拡大生産者責任の考えに基づく事業者の責務等を県や全国都市清掃会議等を通じて国に要望していくこととしています。

3. 資源として活用する（リサイクル）

(本編 35～36 頁、概要版 6～7 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
31	拡大生産者責任の考え方に基づき、小型家電製品等については、民間レベルの回収ルートが確立されるまで、製造者による支援等の役割を求めべきだ。	家電リサイクル法の対象品目の拡大など、拡大生産者責任の考えに基づく事業者の責務等を県や全国都市清掃会議等を通じて国に要望していくこととしています。
32	焼却するごみ量を減らすため、容器包装リサイクル法に基づく紙製容器包装を分別回収して資源化することを検討課題とするべきだ。	容器包装リサイクル法に基づく資源化については、まずはリサイクルするプラスチックとペットボトルの分別を定着させることを考えていますので、現段階では、優先してその資源化の促進を図っていきます。 そのため、紙製容器包装については、引き続き、資源ごみとして回収し、資源化を図っていきます。

剪定枝等の資源化

(本編 36 頁、概要版 7 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
33	燃やせるごみに剪定枝が相当量あると思うが、他市の事例を検討し、資源化処理をすぐにも実施すべきである。	剪定枝等については、民間事業者の活用を含め、チップ化・堆肥化等の資源化を推進していくとともに、剪定枝チップ機の貸し出しによる発生元での再生利用を進めていくこととしています。
34	剪定枝の処理については、剪定枝チップ機を貸し出しより、市等がまとめて処理した方が経済的であり有効活用につながる。	

食品残渣の資源化

(本編 36 頁、概要版 7 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
35	小中学校から出る生ごみを肥料・堆肥にするモデル事業の具体化を図る。	食品残渣を排出する事業者には、再生利用等に関する情報を提供するなど、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者による処理への誘導を図り、また、小中学校からの給食残渣の資源化については、関係者と調整を図りながら、実現に向けて検討していくこととしています。
36	学校や食品業界からの食品残渣については、比較的取り組みやすい対象であると思われるので、生ごみ処理問題の解決に向け一歩進めてはどうか。	

ごみの適正処理の推進

1. 収集計画

(本編 38 頁、概要版 8 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
37	委託収集における運転者個々の身嗜みや制限速度の遵守など、市の管理体制を強化するため、運転管理・監督・監察官の設置を計画すべきである。	市のごみ収集については、市民の皆様には不安を抱かせず、また交通法規を遵守して安全に行われなければならないものと考えています。 このことから、市では、委託先の事業者に対して、交通法規の遵守、安全運転の励行を指導していますが、今後も引き続き、安全且つ確実にごみ収集が行われるよう、民間事業者に対して指導・監督を行っていきます。

(1) 家庭ごみの収集体制

(本編 38 頁、概要版 8 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
38	高齢化社会に向い、ごみ出しが出来ない世帯については、ケースごとに対応すればよい。	戸別収集の主たる目的は、排出者責任の明確化による分別排出の徹底と、有料化と併せて実施することによる相乗効果のごみ減量です。 また、集積所が整理されることによる街の美観の向上も目的の一つとしています。
39	戸別収集の目的からすると、市民同士の協力、市・市民・事業者が役割を分担し、協働することが、安全・安心の社会への一歩と考える。	
40	戸別収集は、有料化とセットの提案なのか。	

	意見の趣旨	市の考え方
41	収集が忙しくなり作業が機械的になることで分別を促進する効果はあまり期待できない。	戸別収集は、排出するごみに各自が責任を持っていただくことになることから、分別の促進を図る上で有効であると考えています。
42	個人情報の流出に注意を払うことが前提であっても、誰が出したごみであるか特定できるとで(ごみの持去りを含む)不安を感じる。防止策はどうするのか。	「個人情報の保護」「安全(治安・防犯)」については、十分に意識していますので、戸別収集の実施にあたっては、既に実施している自治体への調査やモデル事業の検証も視野に入れて、慎重に進めていきたいと考えています。
43	現行経費からの増が予想されることから、その部分に投入される税金と現在の経費を比較し、市民に分かりやすく公表してほしい。	清掃事業にかかる経費については、今後も、広報・ホームページにより広く情報を公開していきます。
44	戸別収集は収集に費用と時間がかかり経済的でない。	経費が増加する他市の事例はありますが、収集区域や収集経費の見直し等により、できる限り経費が増額しないよう努めていきたいと考えています。
45	戸別収集では集合住宅等の収集はどのようにするのか。戸建てと集合住宅との収集方法に整合性があるのか。	戸別収集は、排出者責任の明確化による分別排出の徹底と有料化と併せて実施することでのごみ減量が主たる目的で、収集サービスの向上を目指すものではありません。 戸別収集は、「建物ごとに道路に面した場所(敷地内)」から、排出されたごみを収集する方法です。収集形態としては、敷地外の集積所を利用していない集合住宅では、既に戸別収集となっているものです。 なお、集合住宅で集積所がないところについては、新たに集積所を設置していただくこととなります。また、集合住宅では共同で集積所を利用することから、排出者の責任があいまいになる可能性があるため、集合住宅ごとのルールや、集積所自体に工夫をして責任を明確にするなどの取り組みが必要になると考えています。
46	集積所収集が根付いているものをくずす必要はない。また、集積所収集は、近隣との人間関係をつくる役割もある。	近隣との人間関係をつくる役割については、集積所を中心としたコミュニケーションが地域に根ざしているところもあれば、集積所が原因でコミュニケーションがうまくいっていないケースもあるので、一概には言えないと考えています。
47	戸別収集で街がきれいになるという考えは、集	戸別収集では、各建物の敷地内にごみ出し場所

	積場に置かれるごみ箱がなくなるということか。「街をきれいにする」という観点は、もっとグローバルに考えてもらいたい。	(集合住宅ではごみ置き場を設置する)を決めていただくことで集積所が整理されること、また、排出者責任の明確化により集積所付近に散乱するごみがなくなることで、街の美化の向上が図られるものと考えています。
48	紙袋からポリ袋への変更は、市民の利便性を考えて賛成である。しかし、何十年と変わらなかった紙袋指定を、有料化という形で変更するのはなぜか。	ポリ袋への変更については、紙袋が、水に弱く破れやすい、市販されている袋の大きさが一定で少量のごみの場合に無駄が多い、中が見えないため分別が進まないなどの問題があったこと、また、市民の皆様から紙袋の変更についての要望が強くなったことで、検討を進めてきた結果によるものです。
49	指定袋制について、排出される組成分析結果で外袋の割合が大きいことから、袋の分だけ多少なりともごみ量が増えるのではないか。	指定袋制度は、市が、色や透明度・材質などのごみ袋の規格を指定し、ごみ出しの際には必ずその袋で出していただくようにする制度です。指定袋制度では、原則として排出区分ごとに袋を指定することになりますので、排出方法や排出区分が分かりやすくなり、分別をより意識していただけるとともにレジ袋などごみとなるものを持ち帰らない動機付けになると考えています。
50	紙袋をポリ袋にすることで、焼却処理時でのダイオキシン等有害物質の排出につながらないか。	焼却施設から発生するダイオキシン類等については、どのような焼却条件の処理をするかによって大きく影響します。クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンターでは、国の定める構造・維持管理基準を守ることで、その発生を抑制していますので、ダイオキシン類等有害物質の排出にはつながりません。

2. 中間処理計画

(本編 39～41 頁、概要版 9～10 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
51	中間処理計画について、今後も炉を新調する度に多額の費用を出しつづけることができるのか、市民と開かれた議論の場が必要である。クリーンセンター更新での処理計画・費用については計画に含まれるべきではないか。このことから、中間処理計画には情報共有と市民が参加できる議論の場をもつことを計画に組み入れるべきである。	中間処理計画は、今後の施設整備の基本的な方向性を示すものです。 なお、具体的な内容については、施設整備計画の中で検討していきます。

	意見の趣旨	市の考え方
52	プラスチックから生ごみまで焼却して済ます計画では、地球温暖化も環境汚染も終わらない。新規焼却炉の建設ではなく、生ごみ資源化施設建設を計画に示すべきだ。	排出された生ごみの資源化については、資源の有効利用や環境負荷の低減の観点から、今後、その技術の動向を注視していくことが必要であると考えています。そこで、バイオマスのエネルギー化等も含めた資源化に関する情報の収集に努めていきます。
53	焼却を基本としない方向で、1つの焼却処理体制を目指し、六和クリーンセンター跡地には、家庭ごみの資源化のための施設にすることを提案する。	
54	東京都23区では、処分場との関係で廃プラスチックの焼却を進めているとのことだが、松戸市では廃プラスチックの焼却をどのように考えているか。	排出される廃プラスチックについては、資源化を進めていきますが、どうしてもリサイクルできないプラスチックは、最終処分での環境負荷の低減を図るため焼却処理を行い、その場合には発生する熱エネルギーの有効利用を図っていくこととしています。

3. 最終処分計画

(本編 42 頁、概要版 11 頁)

	意見の趣旨	市の考え方
55	直営最終処分場の確保とは、どのような場所を想定しているのか。	現在のところ、想定している場所はありません。しかし、一般廃棄物の処理は、自区域内処理が原則となっていることから、最終処分場の確保に向けて努力することが必要と考えています。

その他

	意見の趣旨	市の考え方
56	基本計画には大賛成です。是非、強力で推進されるようお願いする。	基本計画(素案)に掲げます資源循環型社会の実現に向け、皆様のご理解・ご協力をいただき、協働の下に取り組んでいきたいと考えています。
57	全体的によくできていると思うが、要はこれにどう実行して成果をあげるかである。	
58	市民生活の最も大切なごみ行政についての素案内容が広報にまったく記載されていないのはなぜか。	基本計画(素案)の具体的な内容につきましては、内容量も多く広報の掲載は難しいことから、市ホームページへの掲載、市役所や支所、図書館、清掃施設での閲覧としました。
59	裏表紙に古紙パルプ配合率100%再生紙を使用とあるが、松戸市では今でも100%再生紙を使用しているのか。	古紙パルプ配合率100%ではありません。裏表紙の記載を削除します。